

新居浜市渡海船事業経営戦略

団 体 名 : 新居浜市

事 業 名 : 渡海船事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	12人	年 間 輸 送 人 員 数	89千人
営 業 航 路	2.5km	在 籍 船 舶 数	2両
運 航 路 線 数	1本	平 均 船 齢	13年
年 間 運 航 キ 口	27千km	乗 船 効 率 * 1	5.2%

*1 乗船効率 = 延人キロ / (運航キロ × 平均乗船定員) × 100

(2) 料金形態

	年 月 日	制 度 及 び 賃 率
上 限 認 可	平成15年4月1日	賃率(ベース):人 24円 特殊荷物 48円 自動車 64円
実 施	平成15年4月1日	賃率(ベース):人 24円 特殊荷物 48円 自動車 64円

(3) 料金水準の検討

現行の乗船料金は、平成14年に設定しており、近年料金改定は行っていない。他の近隣事業者と比較して、低い水準であり、現状においては、適切な料金設定となっていない。よって、料金の値上げに関しては、金額、時期ともに今後も検討を行っていくが、島民の生活に大きな影響を及ぼすことから、慎重に行う必要がある。また、同時に、料金値上げに伴う島民への負担軽減措置の検討も併せて行う必要がある。

(4) 現在の経営状況

料 金 収 入 ※過去3年度分を記載	H29	16,624千円	H30	14,875千円	H31	14,161千円
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29	100%	H30	100%	H31	100%
純 損 益 (又は実質収支) ※過去3年度分を記載	H29	0千円	H30	0千円	H31	0千円
資 金 不 足 比 率 * 2 ※過去3年度分を記載	H29	—	H30	—	H31	—

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

本市渡海船事業は、旅客運輸収益の内、定期利用については、島民人口の減少に伴い減少傾向にある。一般利用については、観光施設等も少ないことから、釣り等のレジャー客の割合が多いが、近年では、それも減少傾向にある。他方、職員の年齢構成の影響により、人件費は一時的に下がっているが、今後は、年齢とともに増加していく予測である。また、船舶の使用年数も増え、整備費用が増加する予測である。資金が不足している部分については、一般財源からの繰入れで対応しているが、今後は、収入が減り、支出が増える予測であるため、繰入れが増加していく。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

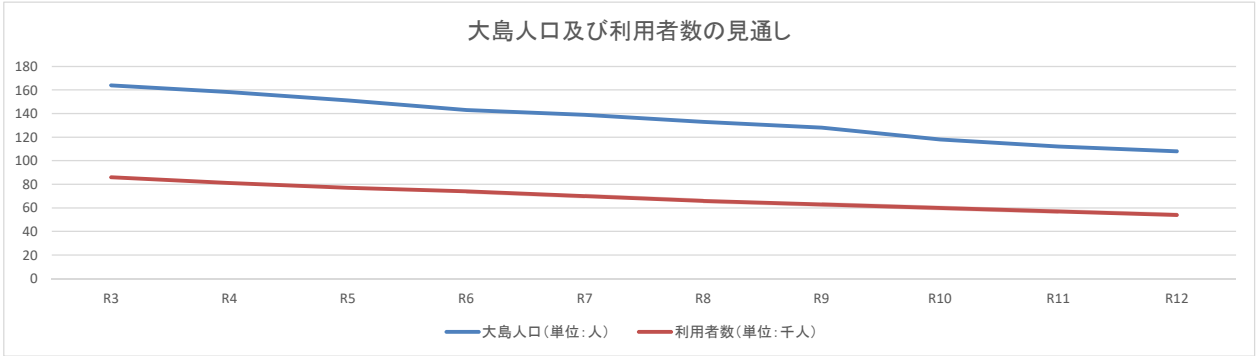
資金不足比率〔法適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率〔法非適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 将来の事業環境

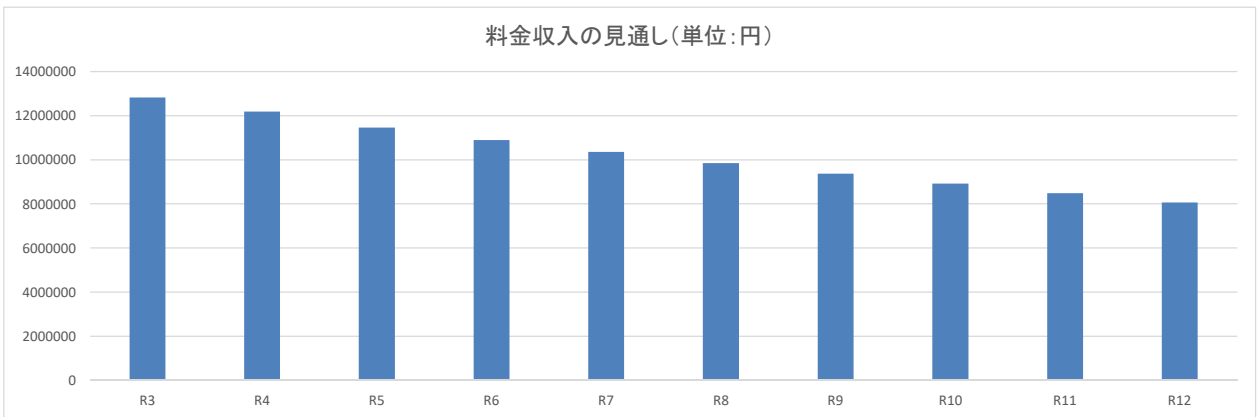
(1) 利用者数の予測

島民人口の推移については、減少傾向にあるが、過去5年間の島民利用者の推移と人口減少推移とは、必ずしも一致しない。これは、高齢化率の上昇や施設入所等によるもので、ある年齢層を超えると一気に利用者が少なくなっているというものである。よって、今後も、島民の年齢層の別で、減少が緩やかになる時期、極端に減少する時期があることが予測されるが、長期的視点では、年間5%程度の減少が見込まれる。また、新居浜市大島については、観光資源が少なく、一般利用客の大半が、釣り、バーベキュー等のレジャー客であり、こちらも減少傾向にある。一般利用客についても、年間5%程度の減少を見込んでいる。なお、減便等を行った場合は、最大で前年比の6%程度の減少が想定される。



(2) 料金収入の予測

料金収入のうち、定期利用、一般利用にあつては、利用者数の予測に準じ減少することを予測している。ただし、公共事業に用いられる大型車等については、人口減少の影響を大きく受けないため、収入減少とはしていない。



(3) 船舶更新時期の見通し

本市渡海船事業においては、現在、18t船の「おおしま7」、19t船の「くろしま」の2隻の船舶を使用し運航している。渡海船「おおしま7」については、平成23年に竣工し、渡海船「くろしま」については、平成14年に竣工しており、耐用年数11年のところ、17年使用しており、費用抑制を図っているところである。今後は、利用状況等を見極め、実情に応じた船舶への更新を、計画していかなければならない。

3. 経営の基本方針

本市渡海船事業は、旅客運輸収益が減少する中、大島住民も少子高齢化を迎えるなど、非常に厳しい経営状況に置かれており、支出を抑え、収入を増やす方が求められている。一方で、安全、安心な運航を行うため、必要な設備投資も行っていかなければならない状況にある。事業者として、安全、安心な運航を使命とすることはもとより、公営としてまちづくり施策や福祉施策等とも連携し、引き続き公営事業者として経営を継続していく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

投資の見込みについては、施設の更新、修繕時期を基準に、向こう10年間について、見込みを立てた。延命化対策や安全対策など不可欠な投資に取り組むものである。

令和5年4月～令和6年3月 施設延命化事業 250万円

これは、待合所の外壁、屋根、エアコンなどの修繕費で、施設の延命化を図り、将来に向けてのコスト削減を図るものである。

②収支計画のうち財源についての説明

財源については、料金収入、国庫補助金及び県補助金、一般財源からの繰入金となっている。料金収入については、過去の料金収入の推移データをもとに試算しているが減少傾向にある。国庫補助金及び県補助金においても、減額の方向性であるため、今後は、一般財源からの繰入金の増加が予想される。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

人件費に関しては、年齢構成の関係から、退職者がいるため、令和5年に増加する。その後は新規職員の採用をし、一定程度に落ち着くが、年齢とともに、増加していくものと見込んでいる。

委託料に関しては、委託の種類、規模を維持していくため、一定額を各年に計上している。

燃料費など動力費については、見込みを立てることが難しいことから、過去のデータをもとに積算しているが、減便等をした場合は、減少するものと見込んでいる。また、配船計画(2隻の船のそれぞれの便数)を見直すことにより、一定程度の減少が見込まれる。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映できなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

地元特産物、スポーツ等を通じた利用客の増加に向け、関係課所との連携を強化し、収入増を図る。また、新船建造を含めた船舶の更新計画を検討する中で、関係課所(港務局、農林水産課など)と協議をし、港のポンツーン(浮き桟橋)化、黒島待合所整備、駐車場整備、岸壁等の災害対策など検討していく予定である。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本事業における経営戦略については、以下のとおり事後検証、改定等を行う。 進捗管理・・・毎年度決算に合わせ集約する。計画と実績を比較し、検証・対応策を検討した上で、翌年度予算に反映する。 改定・・・おおむね5年ごとに行うが、現離島振興計画の計画期間が令和4年度で終了し、令和5年度を初年度とする次期離島振興計画の策定が予定されていることから、経営戦略においても整合を図った改定を行うこととし、次回改定は令和5年度、中間見直しは令和7年度を予定している。加えて、著しく影響を及ぼす大きい要因等が生じた場合においても、適宜改定を行う。なお、改定にあたっては、計画と実績の比較について、原課での検証、経営責任職によるレビューなど、段階を経て検証し、そのときの経営環境を基準とした計画となるよう改定を行う。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	14,161	15,758	14,161	12,186	11,459	10,895	10,355	9,848	9,370	8,914	8,478	8,061
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	14,161	15,758	14,161	12,186	11,459	10,895	10,355	9,848	9,370	8,914	8,478	8,061
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	1,150	580										

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
収益的収支分	47,027	105,625	69,858	86,561	47,919	33,802	49,110	55,279	55,295	56,367	58,579	55,448
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	47,027	105,625	69,858	86,561	47,919	33,802	49,110	55,279	55,295	56,367	58,579	55,448
資本的収支分	560	570	581									
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	560	570	581									
合 計	47,587	106,195	70,439	86,561	47,919	33,802	49,110	55,279	55,295	56,367	58,579	55,448